

水道に関するPPP／PFIの取組状況



厚生労働省 医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部 水道課

1. 集中強化期間内におけるコンセッション方式を活用したPFI事業の案件形成にかかる検討の進捗状況 ①

(1) 大阪市

- 大阪市では、水道事業でのコンセッション方式の活用に向けた取組を継続中。
 - ・ 本年2月市議会において、条例改正案を再提出。

(2) 奈良市

- 奈良市では、水道事業でのコンセッション方式の活用に向けた検討を平成27年度より開始。
 - ・ 厚生労働省による官民連携等基盤強化支援事業として、奈良市の検討業務を支援。
 - ・ 本年3月市議会において、条例制定案を提出。

(3) 広島県

- 広島県では、水道事業でのコンセッション方式を含む官民連携の活用に向けた検討を平成27年度より開始。
 - ・ 厚生労働省の生活基盤施設耐震化等交付金を活用。
 - ・ 平成28年1月に、「県営水道事業における公共施設等運営権活用検討調査報告書」を公表。

1. 集中強化期間内におけるコンセッション方式を活用したPFI事業の案件形成にかかる検討の進捗状況 ②

(4) その他の自治体

- 厚生労働省では、以下の事業を平成27年度から開始。各自治体が、コンセッション方式を含めた官民連携を進めるための検討など、具体的な案件形成に向けた取組を円滑に進めていけるよう支援を実施。
 - ・ 水道事業における官民連携の導入に向けた調査、計画作成等事業。
(生活基盤施設耐震化等交付金、交付率1/3、実施主体:地方公共団体)
⇒ 3事業体(広島県を含む)において、検討が進行中。
 - ・ 官民連携の検討を促進させることを目的として、コンサルタントによる助言等を実施。
(官民連携等基盤強化支援事業費、実施主体:国)
⇒ 2事業体(奈良市を含む)において、検討が進行中。
- 引き続き、上記支援を進めるとともに自治体への個別の働きかけを強化する等により検討対象自治体の増加を図るべく努力。

2. 水道分野において、既存の事業とイコールフットイングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討する。

- 水道施設整備費国庫補助事業及び生活基盤施設耐震化交付金に関しては、交付要件に該当する地方公共団体においてコンセッション事業が行われる場合には、施設の所有者である地方公共団体に対して交付することにより、事業を実施する民間事業者への支援が可能となるよう交付要綱を改正し、4月1日から施行予定。厚生労働省ホームページなどで周知を図る予定。

3. 水道事業においては、公共施設等運営権方式を推進する観点からも、事業の効率性を高める必要があることから、水道事業の広域化を含む基盤強化を更に推進するための施策を検討する。

- 厚生労働省としては、水道事業の経営基盤強化のためには事業規模の拡大等が必要と考えており、水道事業の広域化を促す取組を進めている。
- 水道事業の広域化による施設の統廃合等を図り、水道事業体の運営基盤を強化するための施設整備に対する交付金を平成27年度から創設したところであり、平成28年度についても引き続き必要な予算を計上している。
- さらには、水道事業の広域化を含む基盤強化のさまざまな方策について検討を進めるために、学識経験者などをメンバーとする水道事業基盤強化方策検討会を平成27年9月に設置、これまで6回の検討会を開催し、平成28年1月の検討会で、事業統合などによる広域連携の推進や、民間企業の経営ノウハウや人材の活用に向けた官民連携の推進による経営基盤強化等を内容とする中間とりまとめを行った。
- 中間とりまとめを踏まえて、今後は、厚生科学審議会に設置した「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」において、安全、強靱で持続可能な水道を実現するための方策の詳細について検討を進める(第1回を3月22日に開催)。

水道事業の基盤強化方策に盛り込むべき事項(概要)

1 国、都道府県、水道事業者(市町村等の地方公共団体)の責務の整理

拡張整備から維持へと時代が移り変わったことを受けて、次のとおり関係主体の責務を整理

- 国** : 水道の持続性を高める方策を講ずる
- 水道事業者** : 水道を維持し、将来世代に確実に引き継ぐ
- 都道府県** : 同上 + 水道事業者間の連携強化等、経営基盤強化策を講ずる

2 経営基盤強化

○広域連携※の推進

※事業統合、経営統合、人材の融通・派遣、事務的な協力の実施等

地域単位で人材を確保・育成

- 都道府県** **連携の推進役**
- 都道府県の機能強化
 - ・協議会の設置
 - ・財政支援(国の交付金の交付事務等)
 - ・水道事業基盤強化計画の策定

- 国** **都道府県の取組フォローアップと支援**
 - ・好取組事例の収集・展開、認可事業者への助言等

○水道用水供給事業を核とした事業統合の推進

○官民連携の推進

- 都道府県営水道の位置付け明確化
(都道府県を主要な経営主体に追加)

3 水道施設の更新・耐震化、規模の適正化

○アセットマネジメント※の推進

※長期的視野に立った計画的資産管理

- 水道事業者**
 - ・アセットマネジメントの実施義務付け
 - ・更新需要等の公表の義務付け

○効率的な施設投資の推進

○認可権者の働きかけの強化

- 国・都道府県**
 - ・経年化率、更新率等のデータ公表
 - ・首長、事業管理者へ直接働きかけ
 - ・更新計画の策定・見直しの指示等
 - ・特に課題のある事業者への個別指導

○給水区域の縮小等への対応

(事業縮小時の変更認可等の導入)

4 水道料金の適正化の促進

○水道料金(「低廉」)の前提条件の明確化

- (「安全」な水・「強靱」な施設・「持続」可能な経営)

○資産維持費の取扱い適正化の推進

- ・資産維持費の水準についての公的見解の提示
- ・3年の財政均衡規定の見直しの検討
- ・認可権者による働きかけの強化の検討

○需要者とのコミュニケーションの充実

5. 管路維持困難地域について

○管路以外による給水方式の水質管理等に関する調査研究を実施すべき

6. その他

- 水質の維持・向上、○地球温暖化対策(省エネルギー)、○災害時の事業者間連携に引き続き取り組むべき
- 地下水利用専用水道については、設置者との公共サービスの負担の分担に関する十分な意見交換等が重要